

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年9月10日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【電話番号】	03-3593-9023
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券に係るファンドの名 称】	アムンディ・チャインドネシア株投信
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・チャインドネシア株投信（以下「チャインドネシア株」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）となっております。

* 「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については、「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。また、分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳しくは販売会社にお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

(7) 【申込期間】

2021年9月11日から2022年3月10日まで

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。）」等を取扱う場合があります。ご利用に当たっ

ては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。取得申込日が香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は、取得申込みの受付を行いません。

取得申込受付の中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等およびその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により「チャインドネシア株」の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

このほか、ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 03-3593-5911
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

ファンドの仕組みについては後述の「（3）ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
	海外	
追加型	内外	

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 4 回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年 6 回 (隔月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式))		アフリカ		
資産複合 ()	日々	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

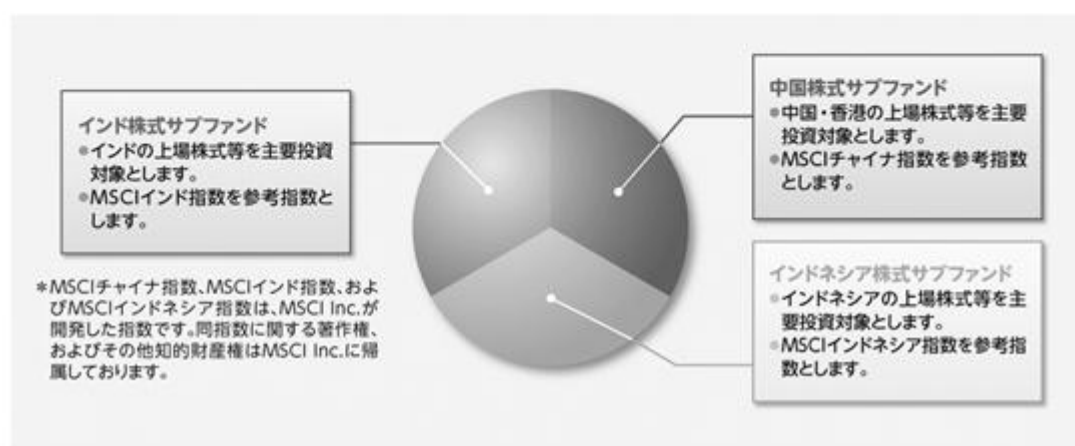
1

主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等に実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。当社設定「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）（以下「中国株式サブファンド」といいます。）」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド・インド・エクイティ・ファンド（以下「インド株式サブファンド」といいます。）」、当社設定「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）（以下「インドネシア株式サブファンド」といいます。）」への投資を通じて、それぞれ中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資します。
- 各サブファンドへの基本配分比率は原則として3分の1ずつとし、定期的にリバランスを行います。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。

2

各サブファンドの運用にあたっては、中国株式サブファンドは「アムンディ・ホンコン・リミテッド」が、インド株式サブファンドは「ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド」が、インドネシア株式サブファンドは「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」が、海外の株式等の運用を行います。



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2010年3月12日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

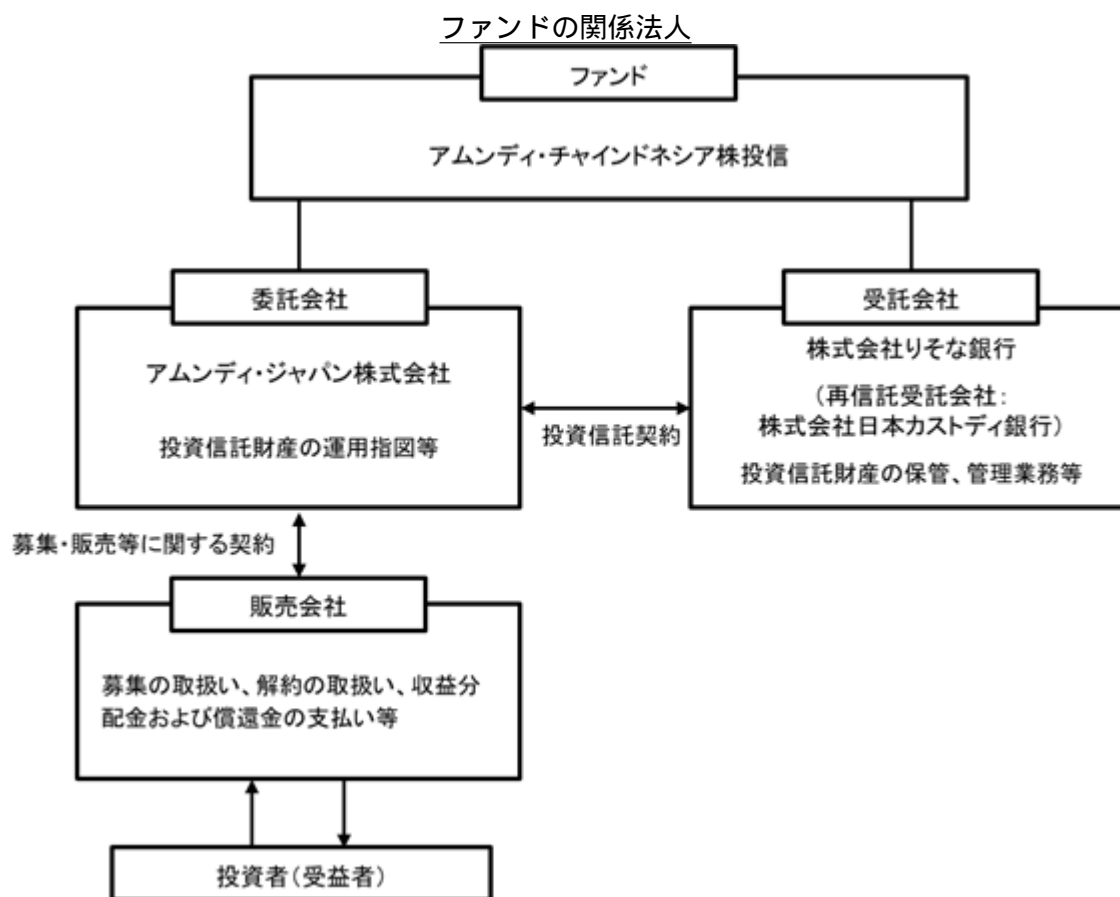
ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

「Chindonesia®」は、CLSA B.V.（その関係会社を含めCLSAといいます）が所有する登録商標であり、アムンディ・ジャパン株式会社に対して、日本におけるアムンディ・チャインドネシア株投信（以下、「当該ファンド」といいます。）について使用許諾が与えられています。CLSAは、当該ファンドについて、発行・提供・保証・支持・販売・販売促進等を行うものではなく、また、当該ファンドの適法性および適合性、または当該ファンドに関する説明もしくは当該ファンドの開示事項にかかる正確性・妥当性について責任を負うものではありません。CLSAは当該ファンドの投資家および不特定多数の公衆に対して、証券投資一般もしくは当該ファンドそのものに対する投資適格性に関し、明示、黙示を問わず、いかなる意思表示あるいは保証を行うものではありません。CLSAは、当該ファンドの管理・販売もしくは取引等その他一切の行為について責任を負うものではありません。

上記の記述にかかわらず、CLSAはいかなる場合においても、逸失利益あるいは特定の損害あるいは偶発的、懲罰的、間接的または結果的な損害について、たとえそのような損害が発生する可能性があることを知りえたとしても、一切の責任を負いません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行い、投資信託証券への投資を通じて主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等へ実質的な投資を行います。

投資態度

- （イ）主として国内籍投資信託「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、アイルランド籍会社型投資信託「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド・エクイティ・ファンド」および国内籍投資信託「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の投資信託証券（以下、全ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。）を投資対象とします。
- （ロ）この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドへの投資を通じて行います。
- （ハ）投資対象のサブファンドにおいては、中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の株式等へ投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ニ）投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ホ）原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券

- ロ 金銭債権

- ハ 約束手形

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンドに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの

- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

- (d) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(c)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

< 追加的記載事項 >

参 考 情 報**主要投資対象とする投資信託証券の概要**

< 中国株式サブファンド >

ファンド名	中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍 / 追加型投信 / 私募投資信託
運用の基本方針	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社 (運用指図権限の委託先)	アムンディ・ホンコン・リミテッド

< インド株式サブファンド >

ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド-インディア・エクイティ・ファンド
ファンドの形態	アイルランド籍 / オープン・エンド・アンブレラ型 / 会社型投資信託（UCITS）ノムラ・ファンズ・アイルランド（以下「会社」）のサブファンド、インディア・エクイティ・ファンド（米ドル建）（以下「サブファンド」）の円建クラスS
運用の基本方針	主としてインドの取引所に上場または取引されている株式および関連証券に投資することによってサブファンド資産の長期的成長を目指します。
主な投資制限	・ サブファンドの資産の10%以上を同一銘柄に投資しません。 ・ 空売りは行いません。 ・ サブファンドの借入れは、一時的な手段として上限10%とします。
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド

* アンブレラ型とは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

< インドネシア株式サブファンド >

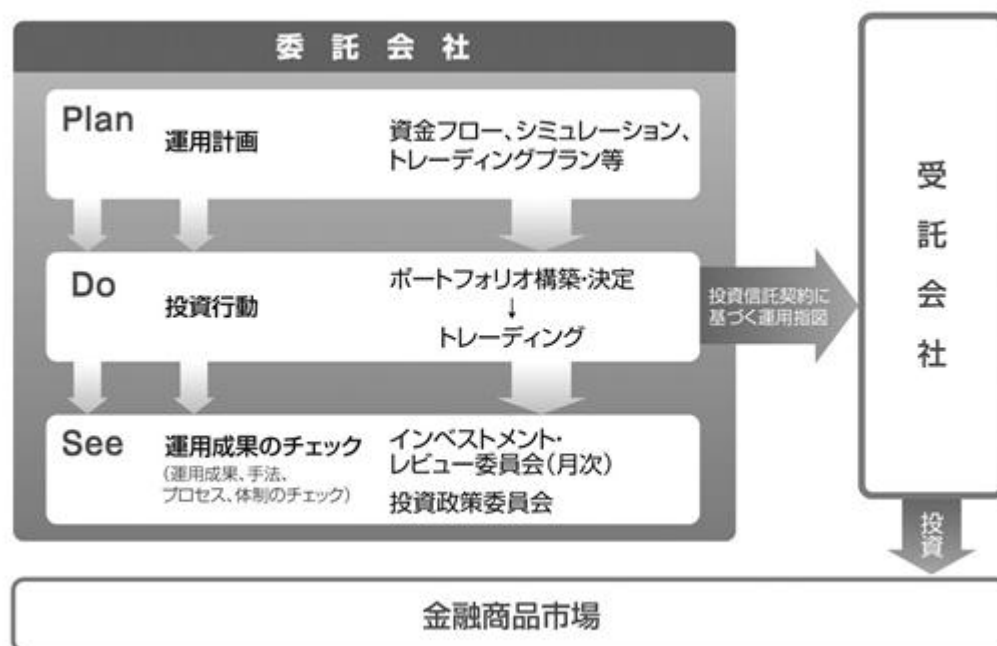
ファンド名	インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍 / 追加型投信 / 私募投資信託
運用の基本方針	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社 (運用指図権限の委託先)	フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド

上記内容は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年12月10日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

（５）【投資制限】**投資信託約款に基づく投資制限**

- （イ）株式への直接投資は行いません。
- （ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ニ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

法令等に基づく主な投資制限**同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）**

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先である中国、インド、インドネシアなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中国、インド、インドネシアについては、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時においては流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

為替変動リスク

ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

銘柄選択方法に関するリスク

サブファンドは、主にボトム・アップ・アプローチにより銘柄を選定するアクティブ運用を行うため、ポートフォリオの構成銘柄は、株式市場全体の構成銘柄とは異なるものになります。また、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。そのため、サブファンドの運用資産の価値は、株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。また、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。この場合には、スワップ取引のリスクが生じます。スワップ取引には、スワップ契約の相手方が信用状況の悪化等により決済不履行となるリスクがあります。そのため、スワップ取引の全部または一部の取引が不成立となる恐れがある場合等のやむを得ない事情が発生する可能性があります。これにより、投資収益の獲得に影響を与え、ファンドの基準価額が下落する要因となります。これにより、投資元本を割り込む場合があります。

その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等およびその他やむを得ない事情がある時等、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消することがあります。

このほか、ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消することがあります。

購入・換金の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得・換金の申込を撤回できます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が15億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

運用体制の変更

信託期間の途中において運用体制が変更となる場合があります。この場合において、運用方針が変更されることはありませんが、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

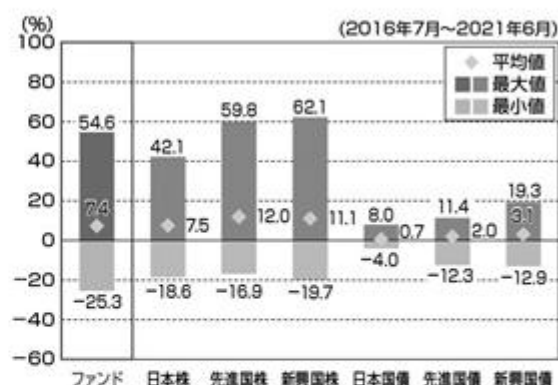
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、2016年7月から2021年6月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPMorgan GBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPMorgan GBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

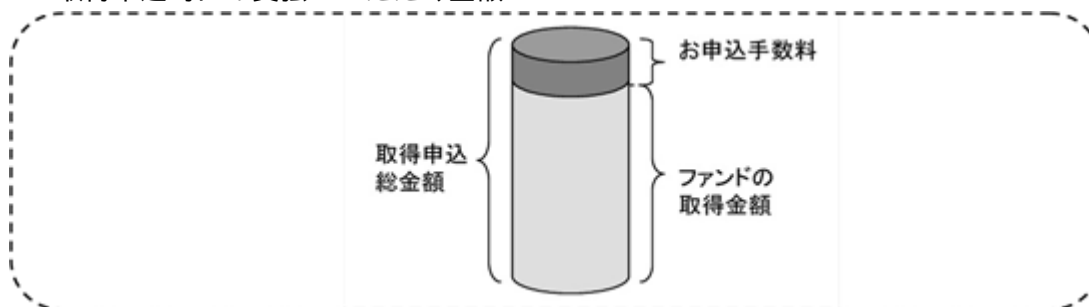
（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 03-3593-5911
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.265%（税抜1.15%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

（信託報酬の配分）

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.30%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.83%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.02%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

投資対象とする投資信託証券

名称	料率(年率)
中国株式ファンドF(適格機関投資家専用)	0.825%(税抜 0.75%)
ノムラ・ファンズ・アイルランド・インディア・エクワイティ・ファンド	0.75%
インドネシア株式ファンドF(適格機関投資家専用)	0.825%(税抜 0.75%)

実質的な負担上限

純資産総額に対し年率2.09%（税込）

ファンドの信託報酬率1.265%（年率・税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のものの（「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」/「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」年率0.825%）を加算しております。

実際の信託報酬額の合計額は投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらか

じめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができません。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

サブファンドにおいては管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。またインド株式サブファンドには、アンチ・ダイリューション課金がかかる場合があります。

その他の手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2021年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあ

ります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

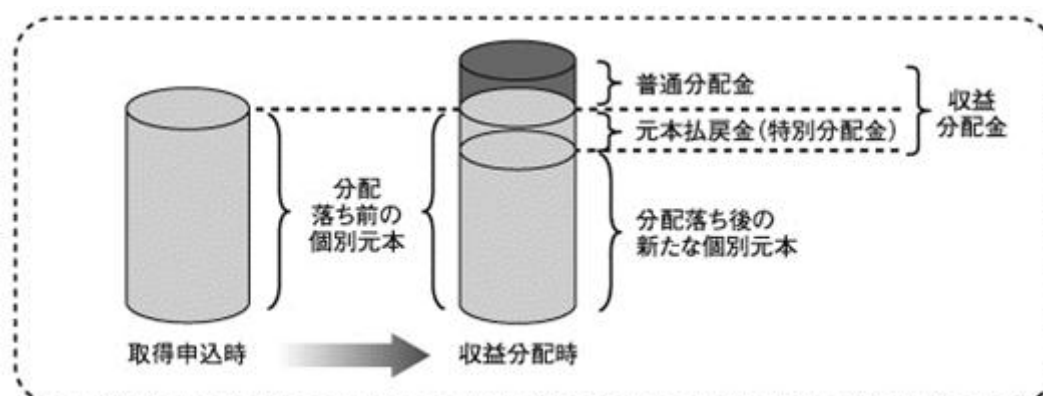
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2021年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,878,597,078	63.10
投資証券	アイルランド	1,568,935,744	34.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	114,064,601	2.50
合計（純資産総額）		4,561,597,423	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド・インディア・エクイティ・ファンド	51,616.5201	23,094	1,192,031,915	30,396	1,568,935,744	34.39
2	日本	投資信託 受益証券	中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）	588,535,614	2.265	1,333,042,177	2.5486	1,499,941,865	32.88
3	日本	投資信託 受益証券	インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）	865,174,279	1.6436	1,422,077,800	1.5935	1,378,655,213	30.22

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	63.10
外国	投資証券	34.39
合計		97.49

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年6月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第2期計算期間末（2011年12月12日）	19,711,132,303	19,711,132,303	0.8141	0.8141
第3期計算期間末（2012年12月10日）	15,591,478,570	15,591,478,570	0.9779	0.9779
第4期計算期間末（2013年12月10日）	8,222,945,434	8,295,118,211	1.1393	1.1493
第5期計算期間末（2014年12月10日）	8,980,788,964	9,037,434,680	1.5854	1.5954
第6期計算期間末（2015年12月10日）	7,478,952,776	7,478,952,776	1.4667	1.4667
第7期計算期間末（2016年12月12日）	6,324,570,487	6,324,570,487	1.5555	1.5555
第8期計算期間末（2017年12月11日）	7,027,000,797	7,027,000,797	1.9510	1.9510
第9期計算期間末（2018年12月10日）	5,725,891,518	5,725,891,518	1.7260	1.7260
第10期計算期間末（2019年12月10日）	5,232,020,248	5,261,029,542	1.8036	1.8136
第11期計算期間末（2020年12月10日）	4,417,148,860	4,417,148,860	1.8757	1.8757
2020年 6月末日	4,148,051,660	-	1.5830	-
7月末日	4,222,452,275	-	1.6457	-
8月末日	4,372,226,169	-	1.7366	-
9月末日	4,012,227,017	-	1.6279	-
10月末日	4,175,587,008	-	1.7102	-
11月末日	4,393,818,689	-	1.8567	-
12月末日	4,449,099,297	-	1.9054	-
2021年 1月末日	4,566,468,780	-	2.0009	-
2月末日	4,744,355,241	-	2.1013	-
3月末日	4,651,263,794	-	2.0811	-
4月末日	4,546,118,655	-	2.0596	-
5月末日	4,583,336,276	-	2.0911	-
6月末日	4,561,597,423	-	2.1084	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第2期計算期間	自 2010年12月11日 至 2011年12月12日	0.0000
第3期計算期間	自 2011年12月13日 至 2012年12月10日	0.0000
第4期計算期間	自 2012年12月11日 至 2013年12月10日	0.0100
第5期計算期間	自 2013年12月11日 至 2014年12月10日	0.0100
第6期計算期間	自 2014年12月11日 至 2015年12月10日	0.0000
第7期計算期間	自 2015年12月11日 至 2016年12月12日	0.0000
第8期計算期間	自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	0.0000
第9期計算期間	自 2017年12月12日 至 2018年12月10日	0.0000
第10期計算期間	自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	0.0100
第11期計算期間	自 2019年12月11日 至 2020年12月10日	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第2期計算期間	自 2010年12月11日 至 2011年12月12日	20.9
第3期計算期間	自 2011年12月13日 至 2012年12月10日	20.1
第4期計算期間	自 2012年12月11日 至 2013年12月10日	17.5
第5期計算期間	自 2013年12月11日 至 2014年12月10日	40.0
第6期計算期間	自 2014年12月11日 至 2015年12月10日	7.5
第7期計算期間	自 2015年12月11日 至 2016年12月12日	6.1
第8期計算期間	自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	25.4
第9期計算期間	自 2017年12月12日 至 2018年12月10日	11.5
第10期計算期間	自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	5.1
第11期計算期間	自 2019年12月11日 至 2020年12月10日	4.0
第12期中間計算期間	自 2020年12月11日 至 2021年 6月10日	12.8

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）× 100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第2期計算期間	自 2010年12月11日 至 2011年12月12日	2,445,366,519	39,953,922,593	24,211,014,260
第3期計算期間	自 2011年12月13日 至 2012年12月10日	1,382,917,774	9,650,382,799	15,943,549,235
第4期計算期間	自 2012年12月11日 至 2013年12月10日	366,733,364	9,093,004,886	7,217,277,713
第5期計算期間	自 2013年12月11日 至 2014年12月10日	850,309,496	2,403,015,512	5,664,571,697
第6期計算期間	自 2014年12月11日 至 2015年12月10日	1,072,027,889	1,637,293,668	5,099,305,918
第7期計算期間	自 2015年12月11日 至 2016年12月12日	210,534,282	1,243,847,243	4,065,992,957
第8期計算期間	自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	691,915,676	1,156,151,677	3,601,756,956
第9期計算期間	自 2017年12月12日 至 2018年12月10日	407,259,129	691,553,798	3,317,462,287
第10期計算期間	自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	128,268,665	544,801,530	2,900,929,422
第11期計算期間	自 2019年12月11日 至 2020年12月10日	23,220,591	569,274,461	2,354,875,552
第12期中間計算期間	自 2020年12月11日 至 2021年 6月10日	11,870,956	183,874,497	2,182,872,011

(注) 全て本邦内におけるものです。

（参考情報）

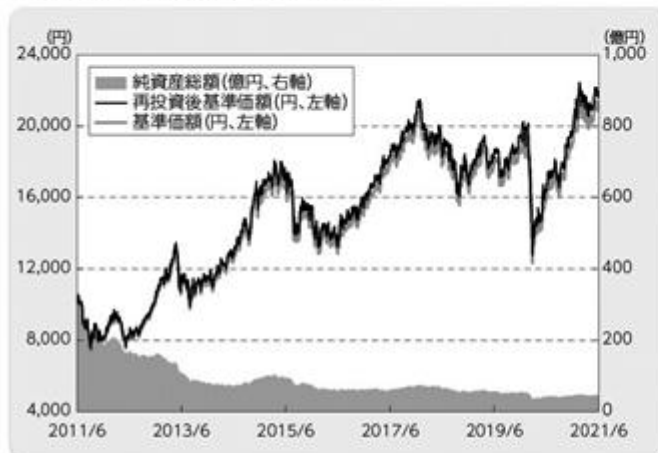
運用実績

NEW GOLDEN TRIANGLE

2021年6月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移

基準価額と純資産総額の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	21,084円
純資産総額	45.6億円

分配の推移

決算日	分配金
7期(2016年12月12日)	0円
8期(2017年12月11日)	0円
9期(2018年12月10日)	0円
10期(2019年12月10日)	100円
11期(2020年12月10日)	0円
設定来累計	450円

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
中国株式サブファンド	32.9
インド株式サブファンド	34.4
インドネシア株式サブファンド	30.2
現金・その他	2.5

※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、各サブファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

組入上位5銘柄

<中国株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	コミュニケーション・サービス	13.8
2	アリババグループ・ホールディング・ADR	一般消費財・サービス	8.9
3	メイトワン・ディエンピン	一般消費財・サービス	5.0
4	AMUNDI CHINA A IACC	投資信託	4.5
5	アリババグループ・ホールディング	一般消費財・サービス	3.6

<インド株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	インフォシス	情報技術	8.7
2	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	6.1
3	ICICI銀行	金融	5.7
4	HDFC銀行	金融	5.1
5	ウルトラテック・セメント	素材	4.3

<インドネシア株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	バンク・セントラル・アジア	金融	23.9
2	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	17.5
3	テルコム・インドネシア	コミュニケーション・サービス	13.1
4	アストラ・インターナショナル	一般消費財・サービス	9.5
5	セメン・インドネシア	素材	4.9

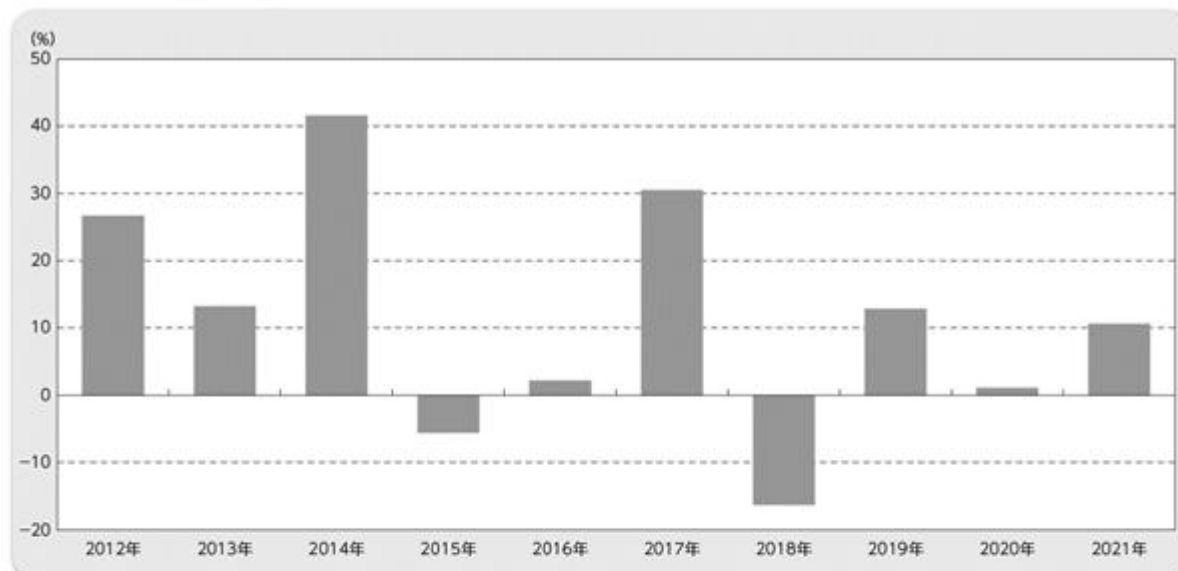
※組入比率は、各サブファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2021年6月末日現在

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2021年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

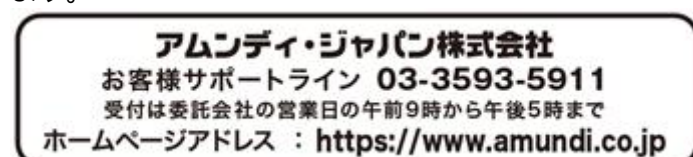
第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合には、取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。



最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、取得申込みの受付を行わないことがあります。

2【換金（解約）手続等】

換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

申込コース	解約単位
一般コース	1口単位または1円単位
自動けいぞく投資コース	1口単位または1円単位

ただし、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合には、解約請求の申込みは受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

委託会社は、1日1件3億円を超える解約請求の申込みは受け付けません。また投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取消すことができます。

このような場合には、受益者は一部解約の実行の請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、解約請求申込みの受付を行わないことがあります。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

	時期	価額決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能	取得申込受付日の 翌営業日	
決算日 収益分配	原則毎年12月10日 (休業日の場合は翌営業日)	原則毎年12月10日 (休業日の場合は翌営業日)	原則として決算日から 5営業日目までにお支払いを開始
ご解約	毎営業日 解約申込受付可能	解約申込受付日の 翌営業日	解約申込受付日から 8営業日目よりお支払い

香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は取得のお申込みの受付、およびご解約のお申込みの受付は行いません。

＜ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い＞

ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象国の金融商品市場の休場日の場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消すことがあります。

3【資産管理等の概要】

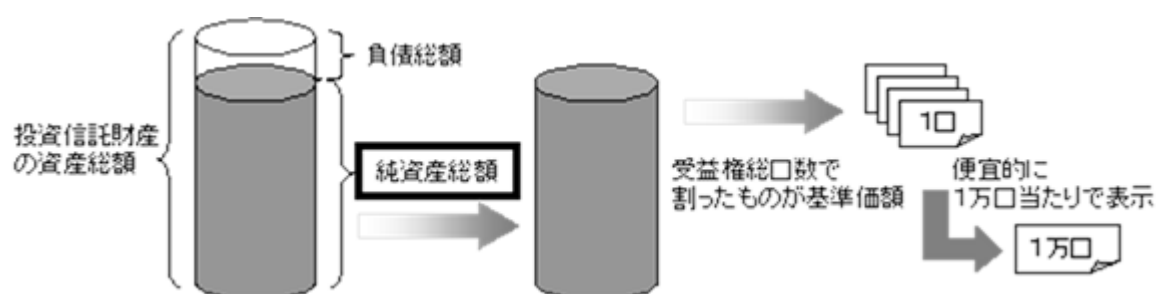
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 03-3593-5911
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

- 1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2010年3月12日から2025年12月10日まで です。

ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。また委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が15億円を下回ることとなったとき

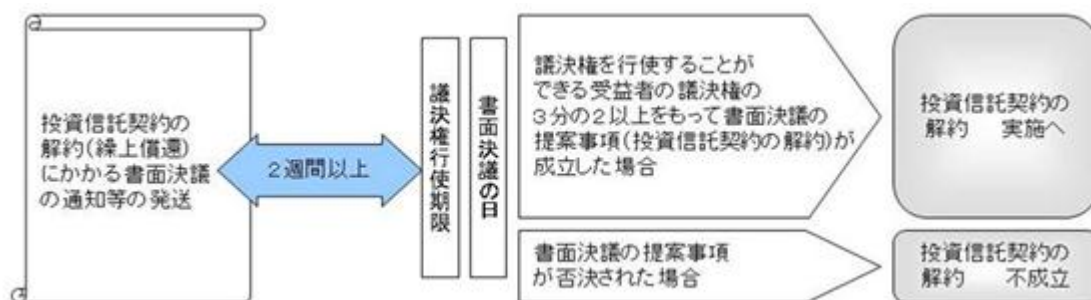
D この信託が投資対象とする投資信託証券のいずれかが解散または解約することとなる場合（別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(b) (a)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(c) (a)から(b)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)のAからCにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >

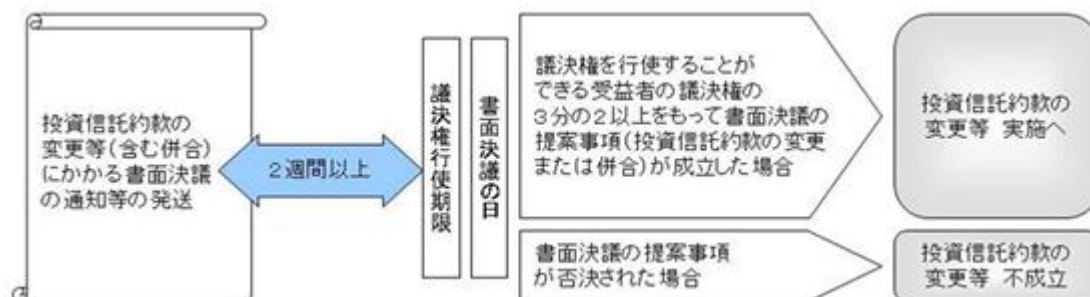


- (d) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (e) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。
- (f) 後記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、(a)の事項（(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (c) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (d) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (e) (b)から(d)の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (f) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 03-3593-5911
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を毎計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2019年12月11日から2020年12月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アムンディ・チャインドネシア株投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間末 (2019年12月10日)	第11期計算期間末 (2020年12月10日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	155,740,425	88,413,355
投資信託受益証券	3,435,127,423	2,877,371,087
投資証券	1,725,421,878	1,447,120,789
未収入金	-	50,000,000
流動資産合計	5,316,289,726	4,462,905,231
資産合計	5,316,289,726	4,462,905,231
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,009,294	-
未払解約金	20,641,814	17,874,236
未払受託者報酬	584,655	466,372
未払委託者報酬	33,032,901	26,350,026
未払利息	149	193
その他未払費用	1,000,665	1,065,544
流動負債合計	84,269,478	45,756,371
負債合計	84,269,478	45,756,371
純資産の部		
元本等		
元本	2,900,929,422	2,354,875,552
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,331,090,826	2,062,273,308
(分配準備積立金)	1,619,339,101	1,306,071,238
元本等合計	5,232,020,248	4,417,148,860
純資産合計	5,232,020,248	4,417,148,860
負債純資産合計	5,316,289,726	4,462,905,231

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	第11期計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年12月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	340,645,461	189,942,575
営業収益合計	340,645,461	189,942,575
営業費用		
支払利息	106,999	90,489
受託者報酬	1,203,246	966,066
委託者報酬	67,983,361	54,582,805
その他費用	1,730,219	1,608,705
営業費用合計	71,023,825	57,248,065
営業利益又は営業損失（ ）	269,621,636	132,694,510
経常利益又は経常損失（ ）	269,621,636	132,694,510
当期純利益又は当期純損失（ ）	269,621,636	132,694,510
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	22,027,599	35,593,284
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,408,429,231	2,331,090,826
剰余金増加額又は欠損金減少額	97,674,883	17,824,861
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	97,674,883	17,824,861
剰余金減少額又は欠損金増加額	393,598,031	454,930,173
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	393,598,031	454,930,173
分配金	29,009,294	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,331,090,826	2,062,273,308

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第10期計算期間末 (2019年12月10日)	第11期計算期間末 (2020年12月10日)
１． 期首元本額	3,317,462,287円	2,900,929,422円
期中追加設定元本額	128,268,665円	23,220,591円
期中一部解約元本額	544,801,530円	569,274,461円
２． 計算期間末日における受益権の総数	2,900,929,422口	2,354,875,552口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日		第11期計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年12月10日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額2,504,588,476円（１万口当たり8,633円）のうち29,009,294円（１万口当たり100円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は2,062,273,308円（１万口当たり8,757円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	856,240,081円	C 収益調整金額	756,202,070円
D 分配準備積立金額	1,648,348,395円	D 分配準備積立金額	1,306,071,238円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,504,588,476円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,062,273,308円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	2,900,929,422口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	2,354,875,552口
G １万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	8,633円	G １万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	8,757円
H １万口当たり分配金額	100円	H １万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F × H / 10,000）	29,009,294円	I 分配金額（F × H / 10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第10期計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	第11期計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期計算期間末 (2019年12月10日)	第11期計算期間末 (2020年12月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期計算期間末 (2019年12月10日)	第11期計算期間末 (2020年12月10日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	219,571,456	194,045,800
投資証券	82,435,893	54,140,766
合計	302,007,349	248,186,566

（デリバティブ取引等に関する注記）

第10期計算期間末（2019年12月10日）

該当事項はありません。

第11期計算期間末（2020年12月10日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期計算期間（自 2018年12月11日 至 2019年12月10日）

該当事項はありません。

第11期計算期間（自 2019年12月11日 至 2020年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第10期計算期間末 (2019年12月10日)	第11期計算期間末 (2020年12月10日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8036円 (18,036円)	1.8757円 (18,757円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	中国株式ファンド F（適格機関投資 家専用）	623,140,364	1,410,353,585	
		インドネシア株式ファンド F（適格 機関投資家専用）	892,617,890	1,467,017,502	
	小計		1,515,758,254	2,877,371,087	
		銘柄数 組入時価比率	2 65.1%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				2,877,371,087
投資証券	日本円	ノムラ・ファンズ・アイルランド- インディア・エクイティ・ファンド	626,621,975	1,447,120,789	
			626,621,975	1,447,120,789	
	小計	銘柄数 組入時価比率	1 32.8%	100.0%	
		投資証券 合計			1,447,120,789
合計				4,324,491,876	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間(2020年12月11日から2021年6月10日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【アムンディ・チャインドネシア株投信】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第11期計算期間末 (2020年12月10日)	第12期中間計算期間末 (2021年 6月10日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	88,413,355	142,279,445
投資信託受益証券	2,877,371,087	2,922,720,720
投資証券	1,447,120,789	1,551,220,530
未収入金	50,000,000	50,000,000
流動資産合計	4,462,905,231	4,666,220,695
資産合計	4,462,905,231	4,666,220,695
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,874,236	19,479,326
未払受託者報酬	466,372	503,798
未払委託者報酬	26,350,026	28,464,346
未払利息	193	311
その他未払費用	1,065,544	642,788
流動負債合計	45,756,371	49,090,569
負債合計	45,756,371	49,090,569
純資産の部		
元本等		
元本	2,354,875,552	2,182,872,011
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	2,062,273,308	2,434,258,115
(分配準備積立金)	1,306,071,238	1,205,140,337
元本等合計	4,417,148,860	4,617,130,126
純資産合計	4,417,148,860	4,617,130,126
負債純資産合計	4,462,905,231	4,666,220,695

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期中間計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年 6月10日	第12期中間計算期間 自 2020年12月11日 至 2021年 6月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	543,737,184	577,449,374
営業収益合計	543,737,184	577,449,374
営業費用		
支払利息	40,633	55,944
受託者報酬	499,694	503,798
委託者報酬	28,232,779	28,464,346
その他費用	542,782	643,177
営業費用合計	29,315,888	29,667,265
営業利益又は営業損失（ ）	573,053,072	547,782,109
経常利益又は経常損失（ ）	573,053,072	547,782,109
中間純利益又は中間純損失（ ）	573,053,072	547,782,109
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,026,825	28,502,089
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,331,090,826	2,062,273,308
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,429,294	12,995,719
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,429,294	12,995,719
剰余金減少額又は欠損金増加額	227,227,866	160,290,932
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	227,227,866	160,290,932
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,554,266,007	2,434,258,115

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第11期計算期間末 (2020年12月10日)	第12期中間計算期間末 (2021年 6月10日)
1. 期首元本額	2,900,929,422円	2,354,875,552円
期中追加設定元本額	23,220,591円	11,870,956円
期中一部解約元本額	569,274,461円	183,874,497円
2. 受益権の総数	2,354,875,552口	2,182,872,011口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期中間計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年 6月10日	第12期中間計算期間 自 2020年12月11日 至 2021年 6月10日
該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期計算期間末 (2020年12月10日)	第12期中間計算期間末 (2021年 6月10日)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、該当事項はありません。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第12期中間計算期間末（2021年6月10日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

第11期計算期間末（2020年12月10日）

該当事項はありません。

第12期中間計算期間末（2021年6月10日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第11期計算期間末 (2020年12月10日)	第12期中間計算期間末 (2021年 6月10日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8757円 (18,757円)	2.1152円 (21,152円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年6月末日現在

資産総額	4,575,308,669円
負債総額	13,711,246円
純資産総額（ - ）	4,561,597,423円
発行済口数	2,163,559,931口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1084円
（1万口当たり純資産額）	（21,084円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株
過去5年間ににおける資本金の額の増減はありません。	

(2)委託会社の概況

委託会社の意思決定機構

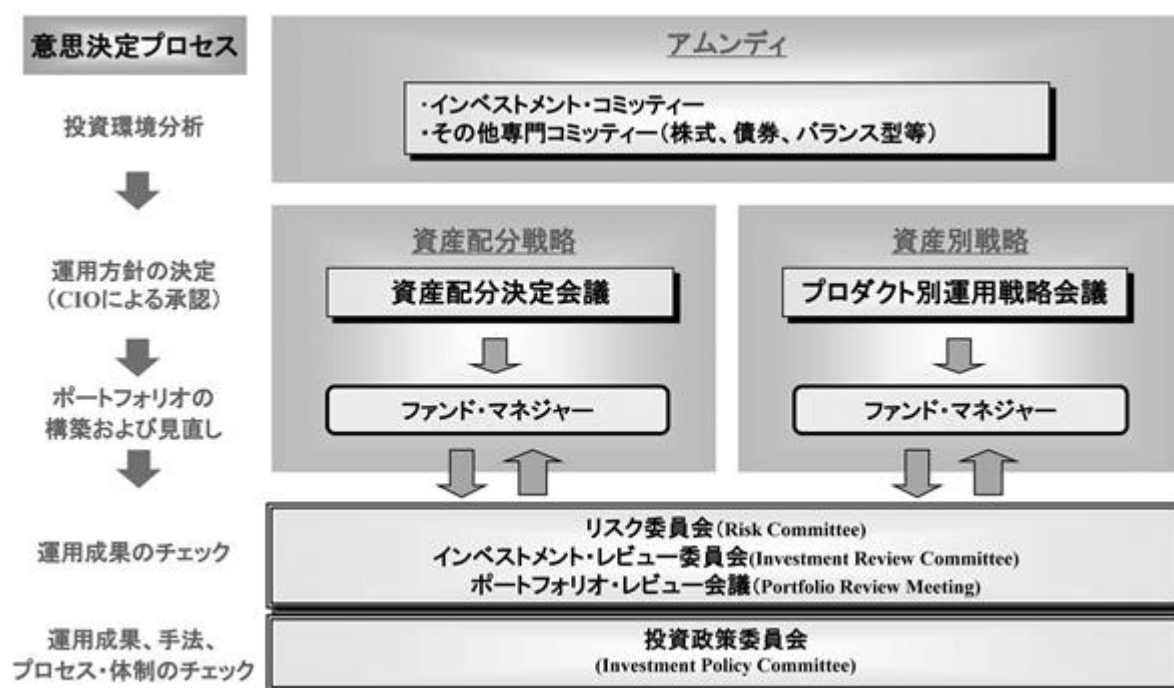
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。

その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的 to開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2021年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	46,123
追加型株式投資信託	128	1,534,416
合計	140	1,580,539

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 39 期		第 40 期	
	(2019年 12月 31日)		(2020年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		11,884,237		9,567,392
前払費用		61,331		63,107
未収入金		23,962		6,730
未収委託者報酬		3,054,280		1,708,135
未収運用受託報酬		904,894		1,058,258
未収投資助言報酬		1,826		4,299
未収収益	*1	599,693	*1	546,769
未収消費税等		-		26,272
立替金		66,833		65,332
その他		5,692		495
流動資産合計		16,602,747		13,046,788
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	73,689	*2	115,186
器具備品(純額)	*2	65,606	*2	59,440
有形固定資産合計		139,295		174,626
無形固定資産				
ソフトウェア		35,884		21,377
商標権		515		195
無形固定資産合計		36,399		21,572
投資その他の資産				
金銭の信託		12,436		1,080
投資有価証券		112,329		3,610
関係会社株式		80,353		75,727
長期差入保証金		208,924		229,967
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		306,354		267,232
投資その他の資産合計		720,457		577,676
固定資産合計		896,151		773,873
資産合計		17,498,898		13,820,661

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)	第 40 期 (2020年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	98,933	95,256
未払償還金	686	686
未払手数料	1,508,031	872,428
関係会社未払金	322,769	-
その他未払金	*1 260,957	*1 137,444
未払費用	270,819	529,070
未払法人税等	41,981	103,911
未払消費税等	33,077	-
賞与引当金	695,889	621,741
役員賞与引当金	270,209	242,398
流動負債合計	3,503,352	2,602,936
固定負債		
退職給付引当金	83,903	152,900
賞与引当金	62,221	29,777
役員賞与引当金	122,154	50,744
資産除去債務	62,686	109,076
固定負債合計	330,965	342,497
負債合計	3,834,317	2,945,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	-
資本剰余金合計	2,618,835	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	9,729,098	8,488,458
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,129,098	6,888,458
利益剰余金合計	9,839,191	8,598,551
株主資本合計	13,658,026	10,874,819
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,555	409
評価・換算差額等合計	6,555	409
純資産合計	13,664,581	10,875,228
負債純資産合計	17,498,898	13,820,661

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年 12月 31日)	第 40 期 (自2020年 1月 1日 至2020年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,972,771	7,769,022
運用受託報酬	1,698,399	2,030,479
投資助言報酬	3,261	4,796
その他営業収益	1,604,713	1,436,608
営業収益合計	15,279,144	11,240,905
営業費用		
支払手数料	6,945,094	4,562,241
広告宣伝費	60,929	38,412
調査費	704,653	634,187
委託調査費	839,708	447,431
委託計算費	18,685	16,572
通信費	18,343	22,093
印刷費	82,708	76,518
協会費	27,840	22,421
営業費用合計	8,697,961	5,819,875
一般管理費		
役員報酬	197,670	202,852
給料・手当	2,288,550	2,267,417
賞与	5,256	961
役員賞与	27,960	6,621
役員退職金	-	8,975
交際費	13,910	3,424
旅費交通費	69,227	17,456
租税公課	97,199	70,926
不動産賃借料	189,518	196,250
賞与引当金繰入	717,005	565,563
役員賞与引当金繰入	262,793	116,318
退職給付費用	179,615	220,031
固定資産減価償却費	56,080	55,465
商標権償却	320	320
福利厚生費	305,849	298,625
諸経費	658,576	237,551
一般管理費合計	5,069,528	4,268,756
営業利益	1,511,654	1,152,274
営業外収益		
有価証券利息	19	4
有価証券売却益	1,039	2,857
役員賞与引当金戻入額	7,858	38,270
賞与引当金戻入額	74,090	32,830
受取利息	277	43
雑収入	10,367	5,691
営業外収益合計	93,650	79,696
営業外費用		
有価証券売却損	10,357	1,606
関係会社株式評価損	4,207	4,626
支払利息	-	4,093
為替差損	59,789	41,265
雑損失	2,533	750
営業外費用合計	76,885	52,340
経常利益	1,528,419	1,179,629
税引前当期純利益	1,528,419	1,179,629
法人税、住民税及び事業税	569,085	338,346
法人税等調整額	9,770	41,835

法人税等合計
当期純利益

	578,855	380,181
	949,564	799,448

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			10,005,529	10,005,529
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			1,542,567	1,542,567
当期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191		13,658,026
当期変動額						
剰余金の配当			2,400,000	2,400,000		2,400,000
合併による増加			2,278,310	2,278,310	11,923,928	1,182,655
自己株式の処分			1,918,399	1,918,399	11,923,928	
当期純利益			799,448	799,448		799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			1,240,640	1,240,640		2,783,207
当期末残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551		10,874,819

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当期変動額			
剰余金の配当			2,400,000
合併による増加			1,182,655
自己株式の処分			
当期純利益			799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,146	6,146	6,146
当期変動額合計	6,146	6,146	2,789,353
当期末残高	409	409	10,875,228

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 未適用の会計基準等

(1)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(3)「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(4)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
未収収益	329,758 千円	327,547 千円
その他未払金	115,320 千円	41,315 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
建物	111,313 千円	129,253 千円
器具備品	227,570 千円	240,634 千円

(損益計算書関係)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注)普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	利益剰余金	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,884,237	11,884,237	-
(2) 未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	-
(3) 未収運用受託報酬	904,894	904,894	-
(4) 未収収益	599,693	599,693	-
(5) 金銭の信託	12,436	12,436	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	112,329	112,329	-
資産計	16,567,869	16,567,869	-
(1) 未払手数料	1,508,031	1,508,031	-
負債計	1,508,031	1,508,031	-

第40期(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,567,392	9,567,392	-
(2) 未収委託者報酬	1,708,135	1,708,135	-
(3) 未収運用受託報酬	1,058,258	1,058,258	-
(4) 未収収益	546,769	546,769	-
資産計	12,880,553	12,880,553	-
(1) 未払手数料	872,428	872,428	-
負債計	872,428	872,428	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託及び(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

(単位：千円)

区分	第39期(2019年12月31日)	第40期(2020年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	80,353	75,727

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

第40期(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,567,392	-	-	-
未収委託者報酬	1,708,135	-	-	-
未収運用受託報酬	1,058,258	-	-	-
未収収益	546,769	-	-	-
合計	12,880,553	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(2020年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額 80,353千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第40期(2020年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	4,100	4,690	590
	小計	4,100	4,690	590
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,100	4,690	590

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	10,000	1,000	-
投資信託	105,468	1,857	1,606

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	55,750	83,903
退職給付費用	141,335	182,351
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	113,182	113,355
退職給付引当金の期末残高	83,903	152,900

(千円)

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	774,860	810,879
年金資産	696,922	670,965
	77,938	139,914
非積立型制度の退職給付債務	5,966	12,986
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900
退職給付に係る負債	83,903	152,900
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900

(千円)

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 141,335千円 当事業年度 182,351千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度38,280千円、当事業年度37,680千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	72,014 千円	70,819 千円
繰延資産償却額	4,895 千円	- 千円
未払事業税	11,331 千円	4,393 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	246,218 千円	202,056 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	17,307 千円	19,909 千円
減価償却資産	4,283 千円	3,848 千円
資産除去債務	19,194 千円	19,554 千円
未払事業所税	1,433 千円	2,858 千円
その他	10,453 千円	12,281 千円
繰延税金資産小計	387,128 千円	335,719 千円
評価性引当額	75,184 千円	59,859 千円
繰延税金資産合計	311,944 千円	275,860 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	- 千円	4,718 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	2,697 千円	3,730 千円
固定資産計上額		
その他有価証券評価差額金	2,893 千円	181 千円
繰延税金負債合計	5,590 千円	8,629 千円
繰延税金資産の純額	306,354 千円	267,232 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.53%	4.22%
評価性引当金額	2.00%	1.30%
過年度法人税等	0.57%	0.59%
住民税均等割等	0.25%	0.19%
その他	0.90%	0.91%
税効果会計適用後の法人税などの負担率	37.87%	32.23%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためあります。

2．実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
期首残高	61,573 千円	62,686 千円
見積りの変更による増加額	- 千円	45,217 千円
時の経過による調整額	1,112 千円	1,173 千円
期末残高	62,686 千円	109,076 千円

4. 事業年度における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額45,217千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）及び第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
8,642,123	1,238,224	1,360,558	11,240,905

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス・パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス・パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	354,531	未収運用報酬	290,679
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	690,397	未収収益	327,547
								委託調査費等の支払など *2	146,561	その他未払金	41,315

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	587,894	未収運用受託報酬	144,020
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	590,948	未収収益	126,295
	アムンディ・アイティサービスズ	フランス・パリ市	4,064 (千ユーロ)	ITエンジニア業	なし	なし	ITサービスの委託等	ITサービスの提供*1	243,853	未払費用	249,239

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第40期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
1株当たり純資産額	5,693.58 円	4,531.35 円
1株当たり当期純利益金額	395.65 円	333.10 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第40期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
当期純利益（千円）	949,564	799,448
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	949,564	799,448
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 : 51,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 03-3593-5911
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項

付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信の2019年12月11日から2020年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信の2020年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月14日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信の2020年12月11日から2021年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信の2021年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月11日から2021年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。